

安全報告書

2013



東葉高速鉄道株式会社

目 次

1	ごあいさつ	1
2	輸送の安全確保に関する基本的な方針等	2
2-1	輸送の安全確保に関する基本方針	
2-2	輸送の安全確保のための重点目標	
3	安全管理体制と実施状況	3
3-1	安全管理体制	
3-2	安全管理の実施状況	
3-3	安全管理体制の内部監査	
4	事故等の発生状況	7
5	安全への取り組み	8
5-1	安全への設備投資等	
5-2	安全対策の進捗状況	
6	安全運行を支える	14
6-1	運輸部門	
6-2	技術部門	
7	社員教育	17
7-1	訓練	
7-2	人材の育成	
8	ご利用のお客様・地域の皆様とともに	21
8-1	お客様とのコミュニケーション	
8-2	お客様との連携	

1 ごあいさつ

平素より東葉高速鉄道をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、「安全」を経営理念のひとつに掲げ、役員をはじめ社員一人ひとりが日頃から高い安全意識を持ち、法令遵守のもと輸送の安全を確保することを第一に、お客様へのより一層の安全で快適な輸送サービスの提供に取り組んでおります。平成24年度の具体的な取り組みとして、ハード面では高架橋耐震補強工事の継続実施や各駅ホームの内方線整備等、安全性のさらなる充実を図りました。ソフト面では、安全推進会議の開催や内部監査を実施し、引き続き安全意識を高める社風を醸成しております。

鉄道事業者にとり、輸送の安全を確保することは最も重要な使命で、社会に対する最大の責務でもあります。

当社では、平成23年10月に、15年間（連続7期）にわたり重大な運転事故が皆無であったことから関東運輸局長表彰を受けました。今後とも、開業以来の運転無事故記録を継続するため、安全対策に終わりはないことを社員一人ひとりが肝に銘じ、安全意識の向上を図る取り組みや、安全管理体制の充実、事故・災害発生時の対応力の強化等を図り、お客様に安全かつ安心してご利用いただける鉄道を目指してまいります。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保に対する当社の取り組みについて広くご理解いただくために作成したものです。

安全に関する取り組みや体制を一層充実させるためにも、皆さまからのご意見・ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

平成25年9月



東葉高速鉄道株式会社

代表取締役社長 高梨 國雄

2 輸送の安全確保に関する基本的な方針等

2-1

輸送の安全確保に関する基本方針

当社は、お客様の安全確保を最優先の事業目的とし、その目的を達成するための基本方針として「安全方針」を定め、役員及び社員は常にその方針を心掛けて行動しています。

安 全 方 針

- 1 一致協力して輸送の安全の確保に努めよ
- 2 法令等を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行せよ
- 3 常に輸送の安全の状況を理解せよ
- 4 推測で職務を実行せず、確認の励行に努めよ
- 5 事故・災害時には、人命救助を最優先に行動せよ
- 6 情報は、もれなく迅速、正確に報告せよ
- 7 常に問題意識を持ち、必要な変革に挑戦せよ

2-2

輸送の安全確保のための重点目標

輸送の安全を確保する基本方針に基づき、さらなる安全管理体制の改善・構築を進めるための目標として、毎年度「安全防災対策の重点目標」を設定し、役員・社員が一致協力してその達成に努めています。

平成25年度 安全防災対策の重点目標

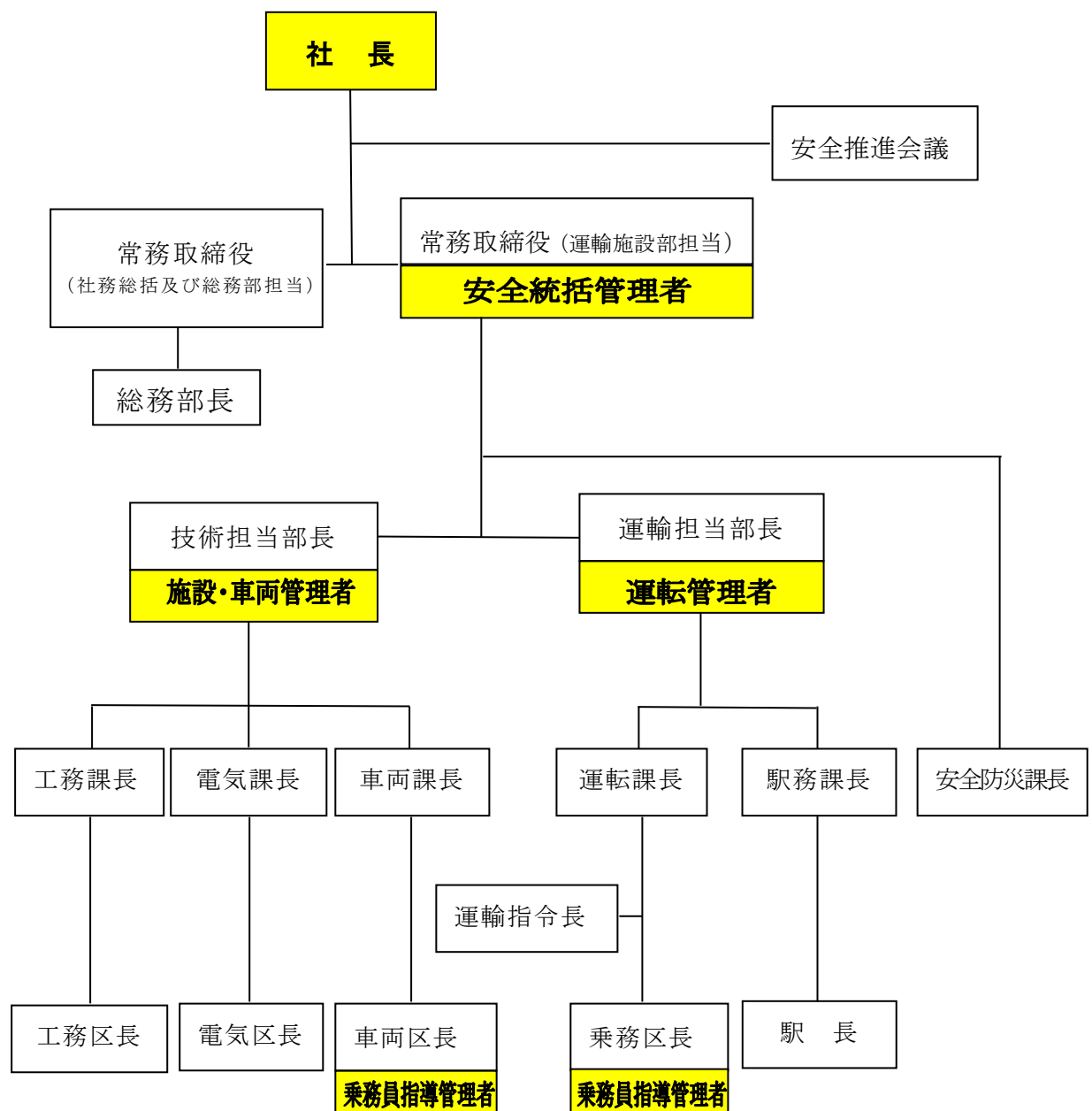
- 1 お客様・社員・協力会社員の事故防止対策
- 2 危機意識及び危機管理体制の向上
- 3 情報の共有化
- 4 「ヒヤリ・ハット」や「気づき」の情報活動による改善・改良推進

3 安全管理体制と実施状況

3-1

安全管理体制

当社は、鉄道事業法の定めにより平成18年10月に安全管理規程を制定し、社長を最高責任者とし安全統括管理者、運転管理者、施設・車両管理者、乗務員指導管理者の各々の責任を明確にした管理体制を構築し、安全確保に取り組んでいます。



(1) 安全に関する会議等の開催

当社は、安全・安定輸送のための施策を円滑に推進するため各種会議を開催し、経営トップから現業までが一丸となり安全管理体制のさらなる充実に努めています。

① 常勤役員会議

毎週開催している「常勤役員会議」では、会社全般の事業として取り扱う安全施策の検討や安全対策の確実な推進など、経営面から安全管理体制の強化に努めています。

② 安全推進会議

経営トップの社長を議長とする「安全推進会議」を毎月開催し、輸送の安全の確保に関する事業の実施状況及び安全統括管理者による安全管理の実践状況の確認などに取り組んでいます。

具体的には、前月に発生した運転事故及び輸送障害についての報告や、社内で発生したヒューマンエラー、ヒヤリ・ハット、他社で発生した事故事例等を題材に、当社としての対応等の課題について、現業と本社で情報を共有し輸送の安全水準の維持・向上に取り組んでいます。

(2) 役員等の職場巡視

輸送の安全確保に万全を期し、事故の未然防止と安全確保を目的に実施される「夏季の安全総点検」、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施時に、社長、安全統括管理者及び取締役等による職場巡視を実施して、日頃の安全管理の実施状況の確認と社員への激励を行っています。

また、課長による朝の点呼時巡視も同時に実施し、当社の安全への取り組み状況などの確認を行いながら安全意識の高揚を図っています。



(3) 役員と社員の懇談

現業と本社との意見交換を目的に、役員が直接若い社員に語りかける懇談会を実施しています。

各職場から参加した社員と、日常の業務で発生している課題や職場での取り組みなどを話し合い、安全を基本とした企業文化の醸成を図っています。



(4) 事故・災害発生時の対応

鉄道事故や自然災害に備え、非常時体制の整備を進めています。

平成24年度は、先の東日本大震災の教訓から帰宅困難者対策として、各駅への非常用飲料水と防寒・保温シートの配備を完了しました。

また、地上駅の改札口周辺への非常灯設置や、本社対策本部の非常用電源確保など停電時の照明確保も図りました。

今後も、事故等の発生状況や規模に応じて全社一丸となって、迅速な対応がとれるよう訓練を積み重ねるとともに、非常時の資機材の整備を進めていきます。

(5) 駅構内の安全確保

お客様が安心してご利用いただけるよう駅設備の改良や、駅係員、乗務員による安全確認方法等の改善を実施しています。

① 駅発着時の安全確保

車掌が、列車のドアを閉める時に、ホーム上の安全を確認するために使用する車掌用モニターテレビの更新を進めています。

平成24年度に、視認性の向上した大型車掌用モニターテレビを、八千代緑が丘駅に設置しました。

今後も他駅へのモニターテレビ更新を順次進めていきます。



② 不審者・不審物の発見

駅係員が、「警備」腕章を着用して駅構内を定期的に巡回し、不審者・不審物等の発見に努めています。

平成24年度には、全駅のゴミ箱を不審物が発見しやすいように、シースルータイプに交換し、なお一層の不審物発見に努めています。



③ 警備保障会社との連携

駅において非常事態が発生し緊急に応援が必要な場合には、通報専用ボタンの操作により、警備保障会社の警備員が駅に急行するとともに警察へ通報され、駅係員と協力しながら早急に事態の収拾にあたります。

また、ターミナル駅の東葉勝田台駅においては、夜間の警備強化を目的に警備員を配置しています。

④ お客様への情報提供

改札口やホーム上に設置した旅客案内装置は、日々の運行情報を提供するとともに、テロ・不審者・不審物に対する警戒・警備にも活用し、お客様への情報提供を行っています。



(6) 安全管理体制の維持向上への取り組み

日々の輸送状況や、他社での事故情報等の概要を記載した運輸施設部概況日報を毎日発行するとともに、社内ネットワークを使用して全社で情報の共有化を図り、同種事故の再発防止に努めています。

輸送の安全確保に関する業務の執行状況、安全管理体制の実践状況の見直し・改善の必要性等を確認するため、内部監査（安全監査）を実施しています。

平成24年度は、経営管理層及び現業2部署の監査を実施しました。

平成25年度も、引き続き経営管理層、本社2課及び現業3部署の監査を予定しています。



4 事故等の発生状況

当社は、列車運行の安全性を高めるため、保安装置の設置や、各設備の機能保持のための確実な保守点検作業を実施し、不測の事故や障害が発生しないように努力しています。過去3年間に発生した鉄道運転事故及び輸送障害は、下表のとおりです。

なお、平成8年4月27日の開業以来、当社責任の運転事故はありません。

事故種別 年 度	鉄道運転事故 () 内は原因	輸送障害 (30分以上の遅延や運休)		インシデント
		計	原因	
平成22年度	0件	4件	震災関係 2件 設備故障 1件 第三者行為 1件	0件
平成23年度	1件 (第三者行為)	5件	自然災害 2件 第三者行為 3件	0件
平成24年度	0件	2件	自然災害 1件 設備故障 1件	0件

※「用語の説明」

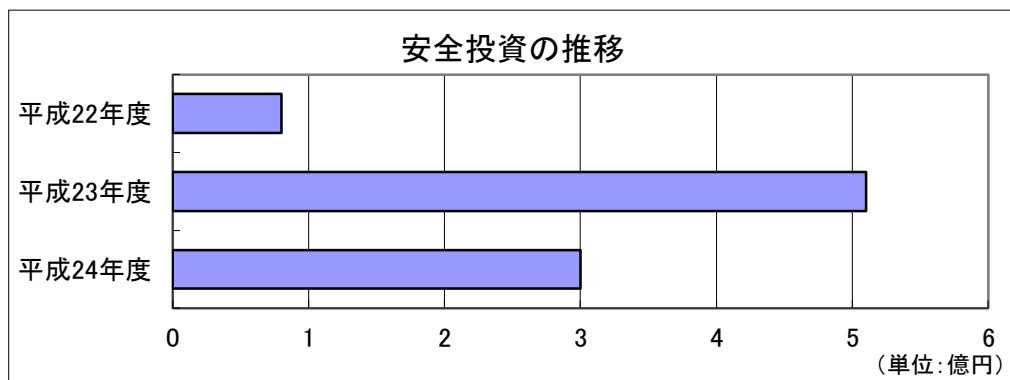
- ・鉄道運転事故：列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故
- ・輸 送 障 害：鉄道による輸送に障害を生じた事態で、鉄道運転事故以外のもの
- ・インシデント：鉄道運転事故の発生するおそれがあると認められる事態

5 安全への取り組み

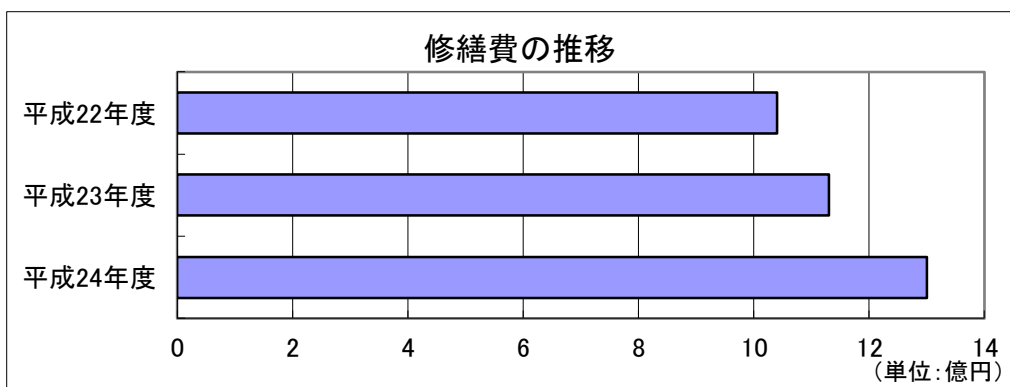
5-1

安全への設備投資等

当社では、安全運行や安定輸送の維持のため、下図のとおり必要な投資を積極的に実施しています。



メンテナンスに係る修繕費については、安全運行確保の観点から下図のとおり必要な資金を投入しています。



(1) 平成24年度の主な安全対策

全ての駅ホーム上に、内方線（視覚障害者誘導用ブロック）を整備したのをはじめ、高架橋橋脚の耐震補強や、老朽化した地震計の更新などに、合わせて3億円余を投入しました。

また、修繕費についても、高架橋やトンネルの補修、電気設備保守、車両保守などに、合わせて13億円余を投入しています。

(2) 平成25年度の主な安全対策

高架橋橋脚の耐震補強の実施、駅ホームにおける車掌用モニターテレビの更新、夏季のレール温度上昇による張り出し防止のための散水設備設置などに、合わせて5億4千万円余の投入を予定しています。

また、修繕費についても、平成24年度と同様、高架橋やトンネル補修、電気設備保守、車両保守などに、合わせて13億4千万円余の投入を予定しています。

5-2

安全対策の進捗状況

(1) 駅の安全性向上

① 防犯カメラの設置

駅構内の安全を確保するため、全駅に防犯カメラを設置しています。

カメラの設置台数は184台で、そのうちの159台は映像記録装置付きとなっており、駅事務室、運輸指令所、本社で駅構内の状況をモニターテレビで把握できるほか、後日に記録映像を再生して状況を確認することもできるため、万一の場合の状況確認にも威力を発揮しています。



② 非常通報ボタン

全駅に、ホームからお客様が線路内に転落した時や、線路内に障害物などを発見した場合に、緊急に危険を列車に知らせ停止させるための、非常通報ボタンを設置しています。



③ ホーム下の退避空間

全駅、各番線のホーム全長にわたり、お客様が誤って軌道内に転落した場合の避難場所として、ホーム下退避空間を確保しています。



④ 駅係員よびだしインターホン

全駅のホーム上に、お客様に使用していただく、連絡用インターホンを設置しています。

ホーム下への落し物等が発生した場合、インターホンの呼び出しボタンを押すことで駅係員に連絡がとれます。



⑤ 内方線付き点状ブロックの設置

目の不自由なお客様が、誤ってホームから転落する事故が発生しており、その事故防止対策として、平成24年度、全駅にホームの内方を知らせるブロックを設置しました。



(2) 火災対策

地下駅は、国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に基づいて、非常用発電機設備、自動火災報知設備、消火・スプリンクラー設備、排煙設備、非常放送設備、誘導灯設備、非常灯設備等の火災対策設備を設置し、駅事務室に設置した防災監視盤により非常事態に備えて常時監視しています。

① 非常用発電機の設置

地下駅間に設置したトンネル換気用設備の排煙機に、非常用電源を供給する発電機を平成23年度に設置しました。

このことにより、トンネル内で火災が発生し常用電源の供給が停止した場合にも、非常電源から電力を供給することが可能となり、煙を地上部へ排出させることができます。



② 消防無線のデジタル化対応

現在、消防庁による消防・救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行が進められています。

そのため、平成25年度から当社で該当する地下4駅の消防無線の更新を予定しています。

③ 非常灯・誘導灯設備の更新

平成19年度から5年間計画で老朽化更新を開始、平成23年度に東葉勝田台駅が終了し地下4駅の更新は完了しました。

(3) 地震防災対策

① 高架橋橋脚の耐震補強

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）の耐震性見直しにより、橋脚総本数のうち約2割が補強対象となり、平成21年度から工事を進めています。

また、現在、東日本大震災の経験を踏まえ、当初計画を早めて実施しており、平成25年度末での耐震補強工事の進捗率は約92%を予定しています。



② 地震計の更新

地震の大きさによる列車運転規制を行うため、専用の地震計を設置し、震度及び振動加速度（ガル）の大きさに応じた警報を発令し、安全運行に努めています。

平成24年度には、さらに測定精度を向上させるため同機器の更新を実施しました。



③ 早期地震警報システムの改良

平成20年4月から、地震発生時の初期微動を観測し早い段階で対応をとることにより、被害を最小限に抑えようとする早期地震警報システムを導入し、運用を行ってきました。

平成24年度に、運転中の乗務員に対する緊急停止指令時間を短縮するため、同装置を自動音声メッセージ発信方式に改良しました。

④ 地上駅に非常灯設備を新設

東日本大震災の反省を踏まえ、計画停電の実施や大規模な停電発生に備え、平成24年度に、地上駅のホームや改札口周辺の照明を確保する非常灯設備を新設しました。

⑤ 帰宅困難者対策

東日本大震災の反省を踏まえ、平成24年度に帰宅困難者対策用備蓄品を全駅に配備しました。

(4) その他災害対策

① 強風対策

ア 風速計の設置

沿線で最も風の強い、八千代中央～村上駅間の橋梁上に風速計を設置し、その測定データに基づき、瞬間風速が毎秒20メートル以上になると段階的に列車の速度規制を実施し、毎秒30メートル以上で列車の運転を見合わせ、安全運行を確保しています。



イ 防風壁等の設置

当社は、地上部の全線にわたり高さ2メートル以上の防風壁を設置して、強い横風に対する防護対策をとっています。

また、河川の橋梁で発生しやすい下方からの吹き上げ風に対しても、有道床（閉床式）を採用した橋梁として防護対策をとっています。

② レール温度上昇対策

ア 軌道伸縮継目移動量監視システム

軌道は、伸縮継目を使用したロングレールを採用しています。

この伸縮継目の状態を常時監視する「軌道伸縮継目移動量監視システム」を導入して、気温の変化によるレール伸縮状況を遠隔監視しています。



イ レール散水設備

平成24年6月から平成25年7月にかけて、レール散水設備の設置工事を実施しました。

このレール散水設備は、地上区間の夏季の気温上昇によりレールの伸びが発生し、レールが張り出してしまう現象を防止するためのもので、冷却用の水を散水することによりレール温度の上昇を防止しています。



③ 浸水防止対策

地下駅は、台風、豪雨等による浸水に備え、地上の出入口に止水板を設置することにより、駅構内への浸水防止を図っています。



6 安全運行を支える

当社は、運行を担当する駅、運輸指令所、乗務区の運輸部門と、技術を担当する工務区、電気区、車両区の技術部門で構成され、それぞれが連携することにより安全・安定運行を確保しています。

6-1

運輸部門

(1) 運輸指令所

運輸指令所では、事故や異常気象が発生したとき、即座に的確な指令を行なわなければならないため、「お客様を第一に考えた目配り・気配りができる指令」を目標に、様々な事象に対する教育訓練を日々実施し、運輸指令員の資質の向上に努めています。



(2) 駅

駅では、朝・夕のラッシュ時間帯を中心に、ホームで列車の到着・出発監視を行っています。とくに、ホームの安全確認後に乗務員に対して行う閉扉合図は、お客様の安全を確保し、列車の安定運行を実現するために最も重要な仕事です。

また、一部の駅では緊急時の列車の進路制御も担当しており、緊急時に備えた操作訓練を毎月実施しています。



(3) 乗務区

乗務区では、乗務員（運転士・車掌）の指導、監督を行っています。

安全運行を継続するにあたり、乗務員の資質の向上は大切な要素であるため、定期的に監督者が列車の乗務員室に添乗して、各乗務員の安全作業の確認及び安全・安定輸送の要としての指導を実施しています。

基本作業については、全ての乗務員に徹底させていますが、乗務員個人の経験に合わせた指導方法を取り入れることにより、さらなる資質の向上を図っています。



6-2

技術部門

(1) 工務区

工務区は、軌道・土木構造物、建築物の保守管理を担当しています。

このうちレール・まくらき・道床で構成される軌道は、列車を走行させるための重要な構造物で、列車走行や気象条件で日々わずかずつ変化するため、定期的に係員が線路巡回を実施し、レールに異状がないか、ボルトに緩みがないか等、目や耳で点検を繰り返して不具合の発見に努めるなど、安全で乗り心地の良い線路維持に努めています。

また、他の構造物や建築物の保守についても同様に巡回や目視等による点検を行い、その点検記録をもとに補修や交換等の計画を立て、健全な状態の維持に努めています。



(2) 電気区

電気区では、電気設備（変電設備、電路設備、機械設備、信号設備、通信設備）全般の保守管理及び電力指令所の監視・制御業務を行っています。

法令で定められた周期で行う定期検査を実施し、電気設備の機能維持を図るとともに、検査結果に基づいた設備の修繕・改良計画等により、列車の安全運行の確保に努めています。



(3) 車両区

車両区では、お客様に安全で快適な車両を提供できるように、車両の保守点検を行っています。

10日を超えない範囲で行う列車検査、3ヶ月を超えない期間で行う月検査を実施しています。4年または走行距離が60万Kmを超えない期間内に行う重要部検査、8年を超えない期間ごとに行う全般検査は、東京地下鉄株式会社に委託しています。



7 社員教育

7-1

訓練

(1) AED取扱訓練

全駅に、飲料自動販売機に搭載したAED(自動体外式除細動器)を配備しています。これは突然、心肺停止された方に対して、救急車が到着するまでの間、AEDを使用して救命処置を施すためのものです。

駅係員・乗務員、技術区員は、全員がAED操作についての訓練を行っています。



(2) 緊急時対応訓練

① 列車火災対応訓練

平成24年度の緊急時対応訓練は、「防災の日」の9月3日に、列車火災を想定した旅客誘導訓練を車両基地において実施しました。

訓練の内容は、平成23年5月27日にJR北海道石勝線で発生した列車火災事故を想定した訓練で、初期消火訓練及び駅間に停止した列車から、最寄り駅に旅客を避難させるための誘導訓練を実施しました。



② 車両故障対応訓練

車両基地において、車両故障等で自力走行が不能となり、駅間に停止してしまった列車を、速やかに最寄り駅に收容し、営業運行への支障を最小限にするための訓練を、毎年実施しています。

訓練は、駅係員の誘導により故障列車と救援列車を連結する訓練、連結後に故障車両を牽引(または推進)運転する訓練を実施しています。



(3) 架線復旧訓練

電車の電力は、線路上にある架線から車両のパンタグラフを経由して供給されますが、この架線が強風による飛来物等で支障をきたした場合や落雷により断線した場合の事故に備え、早期の列車運転を確保するために社員による架線復旧訓練を毎年実施しています。



(4) レール張り出し防止訓練

酷暑期は、レール温度の上昇による伸びで、横方向にレールが張り出すことが想定されるため、2本のレールの間隔が広がらないよう事前に撒水して、レールを冷却するレール張り出し防止訓練を毎年実施しています。

また、平成24年度は新設したレール散水設備の取扱い訓練も実施しました。



(5) レール折損応急処置訓練

厳寒期は、レールが収縮するために折損が想定されるため、折損箇所への応急処置訓練を毎年実施しています。



(6) 脱線復旧訓練

① 工務区・電気区

車両基地構内で、保守作業中の軌道モーターカーが脱線したとの想定で訓練を毎年実施しています。

この訓練は、事故が発生した場合においても、早期復旧を心掛け、始発からの営業運転に支障をきたさないよう復旧機材の取扱い、復旧手順の確認を行っています。



② 車両区

車両基地構内で、営業中の列車が脱線したとの想定で訓練を毎年実施しています。

事故発生時の緊急出動訓練、脱線車両の復旧訓練を実施し、万一の事故発生に備えています。



当社は、鉄道会社としての歴史が短いため、他社での長い鉄道経験者が運行面・技術面を支えながら、若い社員の育成を行っています。

(1) 運転士の養成

列車の運行を担当する運転士に与えられた使命は、お客様の生命と財産を守ることにある、その実現のため、「安全」を最優先に行動する運転士の育成に努めています。

① 外部養成機関による運転士の養成

列車を運転するためには、国家資格である「動力車操縦者運転免許証」の取得が必要であり、国の認定を受けた東京地下鉄株式会社の「動力車操縦者養成所」に、運転士の養成を委託しています。（平成24年度は2名養成）

② 運転士の要件

国の定めにより、免許の受験資格は年齢が満20歳以上となっています。

そのため、当社では原則として駅係員及び車掌を経験した者の中から、社内の選考試験に合格した者を、東京地下鉄株式会社で実施する適性検査、筆記試験、健康診断等を受験させ、その合格者を教習生として養成しています。

(2) 車掌の育成

駅係員を経験し、車掌登用試験に合格した者が、一定期間の知識・技能教育を受け乗務しています。乗務中においても定期的に監督者が同乗し、運転士同様に実践的な教育を実施しています。（平成24年度は3名養成）

(3) 乗務員の資質管理

運転士及び車掌の乗務前には、監督者が個別点呼を行ない、指示・注意事項の伝達や、心身・健康状態の確認を行うと同時に、酒気を帯びていないことをアルコール検知器により確認しています。

(4) 駅係員の教育

駅係員は、お客様がより安心して鉄道をご利用していただけるよう、社内規定に定められた各種教育のほかに、連動盤取扱訓練、非常通報合図器取扱訓練、AED取扱訓練等、異常時に駅設備・機器類の取扱が迅速に行えるように実践的な教育を実施しています。

(5) 技術社員の教育

各技術区においては、今後の当社を担う技術社員を養成するため、「技術の伝承」を大きな目標として、社内規程に定められた各種教育のほかに、東京地下鉄株式会社での体験実習や技術協会等の外部養成機関を活用して計画的な教育を実施しています。

8 ご利用のお客様・地域の皆様とともに

8-1

お客様とのコミュニケーション

(1) 地域に密着した駅づくりを目指して

当社が、より地域に密着した鉄道事業者となるため、各駅は安全な地域づくりに貢献するように努めています。

とくにお子様にも安心してご利用いただけるよう、「こども110番の駅」ステッカーを掲出し、子供が助けを求めた場合には保護するなど、子供の安全確保にも配慮しています。

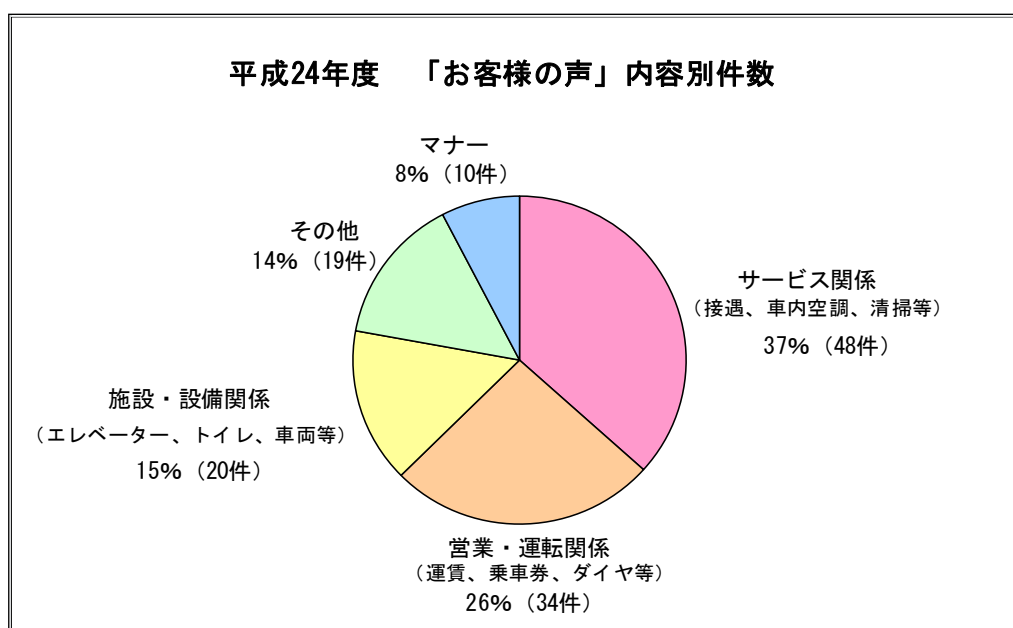


©2006Gullane(Thomas)Limited

(2) お客様ご意見への取り組み

お客様のニーズや意見を的確に捉えるため、各駅に「お客様の声」ポストを設置し、お客様の視点に立ったサービスの提供に努めています。

平成24年度に寄せられたご意見は131件で、集計内容は下図のとおりとなっています。



当社は、お客様とともに協力して事故防止を図っていきます。

(1) 線路内にものを落とした場合

ホーム下に写真の「線路内立入禁止」の表示を掲出し、お客様の線路内立入による、列車との接触事故防止に努めています。線路内に物を落とした場合は、お客様に駅係員よびだしインターホン（P.10）でお知らせをいただき、駅係員が対応することとしています。



(2) ホームで緊急に列車を停止させる事態が発生した場合

ホームで列車を停止させる事態が発生した場合は、お客様に写真の「非常通報ボタン」を押していただき、乗務員が列車を緊急に停止させることとしています。



(3) 列車内で異常な事態が生じた場合

列車内で異常な事態が生じた場合は、お客様に写真の「車内非常通報器」のボタンを押していただき、状況をお話いただくことにより、乗務員が異常発生を知ることができるので、指令所、乗務員、駅係員が直接対応することとしています。



安全に関するご意見・ご要望は、
各駅に設置している「お客様の声」
ポストまたは東葉高速鉄道㈱総務部
企画課でお伺いしております。

東葉高速鉄道ホームページ
<http://www.toyokosoku.co.jp>

東葉高速鉄道総務部企画課
TEL 047(458)0017

編集発行／東葉高速鉄道株式会社 総務部・運輸施設部
2013年（平成25年）9月発行